

令和6年2月27日
物流・自動車局
審査・リコール課

(株) 豊田自動織機の不正事案に係る基準適合性等の検証結果について

国土交通省では、豊田自動織機による型式指定申請における不正行為が確認されたエンジンについて、順次、道路運送車両法の基準適合性等に関する検証を行っています。
本日、検証が終了した自動車用エンジン3機種について、結果を公表します。

1. 経緯

令和6年1月29日に豊田自動織機から型式指定申請における不正行為の報告を受け、国土交通省において、立入検査等により事実関係の確認を行った結果、産業機械用の現行エンジンの全機種（5機種）及び自動車用の現行エンジン3機種において不正行為が行われていたことを確認した。また、産業機械用の現行エンジンのうち建設機械用1機種について、基準不適合であることを確認した。

国土交通省は、産業機械用の現行エンジン2機種[※]及び自動車用の現行エンジン3機種について、道路運送車両法の基準適合性に関する確認試験などの技術的な検証を速やかに行い、結果の出たエンジンから順次公表することとしている。

※ 産業機械用の現行エンジンのうち残り2機種は既に基準不適合を確認済み。

2. 検証結果

別紙の自動車用の現行エンジン3機種について、道路運送車両法の基準に適合していること等を確認した。

このため、当該3機種については、出荷停止の指示を解除する。

3. 今後の対応

産業機械用の現行エンジン2機種についても、基準適合性の検証を行い、結果の出たものから順次公表する。

なお、検証結果については、順次、国土交通省ウェブサイト (https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk8_000021.html) に掲載する。

(問い合わせ先)

物流・自動車局 審査・リコール課 小磯、木内、蛭原

代表：03-5253-8111（内線 42313、42314）

直通：03-5253-8595